

2020年6月1日

各位

会社名 株式会社 駅 探
代表者名 代表取締役社長 中村 太郎
(コード：3646 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理管掌 柳 象二郎
(TEL. 03-6367-5951)

当社定時株主総会に係る株主提案に対する当社取締役会の反対意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主である株式会社 CE ホールディングス(以下「**提案株主**」といいます。)より、2020年6月開催予定の当社第18回定時株主総会(以下「**本定時株主総会**」といいます。)における議題について、株主提案(以下「**本株主提案**」といいます。)を行う旨の書面(以下「**本株主提案書面**」といいます。)を受領し、その内容について検討を重ねてまいりました。その結果、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主提案の内容

(1) 提案された議題

- ① 取締役7名選任の件
- ② 補欠監査役2名選任の件

(2) 議案の要領

2020年5月21日付プレスリリース「**株主提案に関する書面受領等のお知らせ**」をご覧ください。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 本株主提案の概要及び当社取締役会の意見

提案株主は、「当社経営陣刷新の必要性」を標ぼうし、本株主提案として、当社の現任取締役を一切その候補者としな^い取締役選任議案を提案しています。

すなわち、本株主提案において提案されている取締役候補者は、その全員(7名)が当社の経営に関与したことがなく、また、当社の主力事業に関する経営経験すらありません。また、提案株主は、この候補者らが「一括して」取締役に選任される

ことを前提に、当社の現任監査役が辞任した場合に備え、補欠監査役の選任議案も提案しております。

他方、当社は、本定時株主総会において、取締役候補者7名の選任議案を上程する予定ですが、当社提案に係る候補者は、いずれも本株主提案に係る候補者と重複しません（当社提案の詳細については、決定次第、本定時株主総会の開催概要等とともにお知らせ致します。）。

すなわち、本株主提案は、株主の皆様に対し、**当社の現経営陣と、当社の経営に
関与したことも当社の主力事業に関する経営経験もない経営陣の、いずれの体制
が当社にとって適切かという判断を迫る趣旨のもの**であり、本定時株主総会において、当社提案に係る取締役の選任議案が可決されるか、又は、本株主提案が可決されるかによって、本定時株主総会後の当社の経営陣は全く異なることとなります。

その上で、**当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案の全てに「反対」いたします。**

- ・ 提案株主が示す新経営陣による当社の経営方針には、具体性・合理性がなく、当社の中期経営計画に定めた成長戦略の継続性が見込まれないこと
- ・ 提案株主が提案する経営陣では、提案株主から独立した当社の経営を行うことは難しいこと
- ・ 株式会社 TOKAI コミュニケーションズとの業務提携の実現のためには、経営の持続性が望ましいこと
- ・ 提案株主が主張する内容には誤り、誤導が多く含まれていること
- ・ 現経営陣が検討している施策を実行することにより、当社のコンプライアンス体制は既に向上及び改善が図られており、今後もその継続が見込まれること

(2) 反対意見の理由

① 提案株主が示す新経営陣による当社の経営方針には、具体性・合理性がなく、当社の中期経営計画に定めた成長戦略の継続性が見込まれないこと

提案株主は、本株主提案において、当社による MaaS 領域における事業展開等を説き、「新経営陣による経営方針」として、ベンチャー企業である株式会社未来シェアの知見を活用することで当社の改革を進めることや、提案株主

がすでに東証一部上場の AI 事業者や小売事業者を含む複数の企業との間で、移動サポート事業領域における各種提携に向けた交渉を開始したことに言及しています。

しかしながら、その具体的な内容や進展状況は全く不明であり、これまで当社に対しても、当該交渉の状況や内容などについての説明は一切なされていません。すなわち、提案株主が示す新経営陣による当社の経営方針は、何れの点においても具体性を欠いており、その内容を評価することすら困難なものです。このような状況の下では、そもそもその実現可能性についてさえ、疑義を呈さざるをえません。

また、本株主提案に係る取締役候補者7名は、いずれも当社の経営に關与した経験がなく、当社の主力事業領域における経営経験もないため、当社の事業展開を適切に推進する知見等を有しているとは考えることは困難です。

なお、当社は、電子カルテシステムを中心とした医療情報システムの開発・販売を主たる事業とする提案株主と、2012年に資本業務提携契約を締結して以来、提案株主の病院顧客資産等を活用した共同の事業開発の提案を幾度となく行ってきましたが、具体的成果には至りませんでした。かかる実態を踏まえれば、提案株主において、真に当社の企業価値を向上させる意思を有していると判断することも困難です。

以上を踏まえれば、提案株主は、「当社経営陣刷新の必要性」などと標ぼうしてはいるものの、当社の経営方針について具体的な展望を持ち合わせているものではなく、当社の中期経営計画に定めた成長戦略を継続する意思もなく、真に当社の企業価値を向上させる意思を有しているかも不明と言わざるを得ません。本株主提案は、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると評さざるを得ないものです。

② 提案株主が提案する経営陣では、提案株主から独立した当社の経営を行うことは難しいこと

敢えて述べるまでもなく、上場会社は、特定の株主の利益のために存在するものではありません。仮に親子会社の関係性があつた場合ですら、その子会社の経営の独立性の維持は、重要かつ決定的な論点となります。

一方で、提案株主は、当社の事業継続性を一切考慮せず、当社の取締役全員を交代させた上で、当社の「経営に参画する」と明言しています。このような

提案内容、及びその論理的な不一致自体が、提案株主が持つ誤ったコーポレート・ガバナンスの考え方の表れと思われまます。

また、当社は公に個人攻撃をするようなことは差し控える所存ですが、提案株主が提案する経営陣には、個人の能力等とは別の問題として、以下のような問題があると考えています。

まず、上場企業である提案株主の取締役を兼ねる取締役候補者2名は、本株主提案書面上、当社の社外取締役ではない取締役（うち1名は代表取締役社長）に就任することとされておりますが、当社の少数株主の利益保護の観点からどのように位置づけられるのかが不明です。この点について、提案株主は一切説明をしておりません。

また、社外取締役候補者2名は、特定の当社顧客とのコネクションが強いことや、提案株主の経営方針における提携候補先の代表を務めていること等からすると、典型的に、当社の社外取締役としての監視・監督機能を十分に発揮することが期待できません。

最後に、当社従業員である取締役候補者（3名）は、上場会社の経営経験がなく、かつ、これまで当社の経営にも関与してこなかったことから、経営者としての能力は不透明です。一方で、提案株主が敢えて接触の上、当社の経営権奪取のために同従業員らに関わったことからすると、その利害関係や関係性に鑑み、かかる取締役候補者らが、提案株主の不利益になる行動を執ることは期待できません。

以上のとおり、**提案株主の提案する経営陣は、およそ提案株主から独立しておらず、上場企業である当社の独立した経営を志向したものでは全くない**のであり、当社も、当社の少数株主の皆様の立場からも、到底受け入れられるものではありません。そのような提案をすること自体、提案株主は、コーポレート・ガバナンスへの理解が著しく不足しているものと判断せざるを得ません。

③ **株式会社 TOKAI コミュニケーションズとの業務提携の実現のためには、経営の持続性が望ましいこと**

当社は、本日付けプレスリリース「**株式会社 TOKAI コミュニケーションズとの業務提携の基本合意に関するお知らせ**」の通り、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ（以下「**TOKAI コミュニケーションズ**」）といい、TOKAI コミュニケーションズの親会社を頂点とする企業集団を総称して「**TOKAI グル**

ープ」といいます。)との間で、本日、業務提携(以下「**本業務提携**」)とい
ます。)に係る基本合意書(以下「**本基本合意書**」)とい
ました。

当社グループは、MaaS 対応新エンジンの開発や M&A、事業提携等を積極
的に進め、MaaS 関連サービス事業者向けのサービス展開や、働き方改革支援
を始めとする様々な企業ニーズに全方位で対応可能な「マルチリンク型グル
ープ経営」の実現を目指し、2019 年 5 月 14 日策定の中期経営計画に則り事
業を推進してまいりました。一方、TOKAI コミュニケーションズは、当社と
の間で MaaS 対応新エンジンの開発とそのサービス化についての共同開発を
継続して実施してまいりましたが、これにとどまらず、本業務提携で想定して
いる次の内容の協業に取り組み、又はこれを積極的に加速させた上で、当社株
主の皆様にご当該成果を共有することなどを通じ、当社の企業価値及び株主共
同の利益の向上に大いなる貢献をいただける貴重な協業相手といえます。

【協業の具体的内容の例】

TOKAI グループが推進する「ABCIR+S」^(注)戦略をベースにしながら、
TOKAI コミュニケーションズと当社の強固なパートナーシップの中で以
前から取り組みを進めている MaaS 対応の新乗り換えエンジン(以下
「**MaaS エンジン**」)とい
ます。)の開発と事業化や、働き方改革等の効率
的な企業活動を支援する業務系ソリューションの事業化を促進するととも
に、5G 通信ネットワークやポストコロナ等の新時代を見据えた新たなソ
リューションの共同開発を行うなど、新事業領域を共同で開拓していくこ
とを基本理念として、以下の取り組みを行ってまいります。詳細について
は、両社間の協議により決定してまいります。

(注) ABCIR+S は、A(AI)・B(Big Data)・C(Cloud)・I(IoT)・R(Robotics)+S(Smart Phone)
のそれぞれの頭文字をつなげた独自の造語で、TOKAI グループの技術革新に向けた戦略です。
記載されている会社名、製品名、サービス名、ロゴ等は各社の商標または登録商標です。

【システムインテグレーション事業分野】

1. MaaS エンジンの開発とそのサービス化についての共同開発(現在進
行中)
2. MaaS エンジンに関する各交通事業者あるいは MaaS オペレーターに
向けた共同営業とその導入、及び周辺のシステムソリューション開発
3. 静岡県をはじめとする全国自治体に向けた観光型 MaaS に関するソリ
ューションサービスの開発と共同営業

4. TOKAI グループが新たに構築したデータマネジメントプラットフォーム (D-sapiens) に、駅探が保有、蓄積した様々な移動関連データを融合し、D-sapiens の高度な AI 分析等による移動需要予測等のデータベース構築と、それを基に MaaS のみならずポストコロナ時代に求められる「新しい生活様式」に向けたソリューションサービスの開発
5. 駅探 BIZ をはじめとする業務系ソリューションサービスの機能拡張、隣接領域の新規サービスの共同開発と共同営業

【データセンター・クラウド事業分野】

1. MaaS エンジンについてのデータセンター構築並びに最新のクラウド環境を駆使したサービスプラットフォーム構築

【通信事業分野】

1. 今後到来する 5G 時代を見据え、拡大市場として期待されるリモートワーク周辺に関するアプリケーション開発と企業向け通信ネットワーク・インフラのセット・パッケージ等の新商品企画・開発とその共同営業

当社は、本業務提携を通じた TOKAI コミュニケーションズとの協業関係の構築こそが、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

提案株主は、当社の「企業価値及び株主共同の利益を向上させるためには、MaaS 領域における事業展開」が必要と主張していますが、本業務提携の促進が実現すれば、MaaS 領域のみならず、今後明確な拡大市場として期待されるテレワーク周辺に関するアプリケーションの共同開発や、企業向け通信インフラのセット・パッケージ等の新商品の企画・開発、その共同営業など、新たな分野への展開を加速するための比類なき体制が整います。

このように、本取組みは、当社の事業展開戦略を大いに加速させるものですが、それだけでなく、提案株主の指向する「企業価値及び株主共同の利益向上策としての MaaS 領域へのアプローチ」という観点においても、最適なものと考えられます。

一方、本業務提携は、TOKAI コミュニケーションズと当社の現経営陣との深い相互理解と強い信頼関係を前提とした取組みです。すなわち、当社の現経営陣は、TOKAI コミュニケーションズとの間の MaaS エンジンの共同開発の

過程において、双方の企業文化や技術の深い相互理解と強い信頼感の構築を進めてまいりました。

本業務提携は、このような深い相互理解と強い信頼関係が存在していることを前提として、将来、主軸となり得る新たな事業を共同して開発、遂行していくために、従前の協業関係を更に強固化・拡大化するための取組みです。

しかしながら、本定時株主総会において本株主提案が可決された場合には、両社間の相互理解・信頼関係の再構築に関わる課題が生じる可能性があり、その確実かつ迅速な実現のためには、株主提案では担保されていない経営の持続性が必要と考えます。

本業務提携の詳細については、本日付け当社プレスリリース「株式会社TOKAI コミュニケーションズとの業務提携の基本合意に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 提案株主が主張する内容には誤り、誤導が多く含まれていること

提案株主は、本株主提案書面や 2020 年 5 月 21 日付けプレスリリース「株式会社 職探に対する株主提案に関するお知らせ」及び提案株主のホームページ（以下「本提案株主プレスリリース等」といいます。）において、当社につき、「事業展開の遅滞」や「投資を怠っている」こと、「新規事業を生み出す企業風土が喪失するに至っている」ことなどがあり、これらの原因が全て一部の取締役の言動に起因するかのよう主張した上で、本株主提案を行っております。

しかしながら、提案株主が本株主提案や本提案株主プレスリリース等において主張する内容は、以下の事項を中心として誤り・誤導を多く含むものであり、看過することはできません。

〈提案株主の主張に関する主要な誤り・誤導〉

提案株主の主張	事実
<ul style="list-style-type: none">・当社が提案株主との話し合いを一方的に拒否した。・当社からの申入れにより、本年 4 月 24 日に提案株主と当社との面談を設定していたが、前日に一方	<ul style="list-style-type: none">・当社が提案株主との話し合いを一方的に拒否した事実はありません。・当社は、提案株主からのご要望を社内で検討していたところ、予定した面談の直前に、当初のご要望と全く異なる内容の本株主提案書面を受領しました。話し合いをせず

<p>的にキャンセルされた。</p>	<p>に本株主提案書面のような極端な内容を一方的に送付しておきながら、あたかも当社が一方的に話し合いを拒否したかのような主張をすることは許容できません。むしろ、提案株主こそが、話し合いを拒否して一方的に本株主提案を行ったものです。</p>
<p>・提案株主以外の当社株主による仲介が不調に終わった。</p>	<p>・提案株主以外の当社株主が、当社と提案株主との間を仲介したという事実自体が存在しません。</p>
<p>・当社が新型コロナウイルスによる影響を理由として、本定時株主総会の開催及び議決権行使の基準日を不当に延期し、新たな基準日までの間に資本異動を行うことにより、提案株主さらには一般株主の権利を害するおそれもある。</p>	<p>・そもそも、当社は、本定時株主総会を、例年通り 6 月中に開催することを予定しています。</p> <p>・本年における 3 月決算会社はすべからく同様の状況と認識しておりますが、当然当社にも、監査法人及び証券代行より、決算スケジュールの遅れに伴い、株主総会の開催タイミングについて様々なパターンを検討はしておくようにアドバイスがありました。当社も、当該アドバイスを踏まえ、専門家の意見も聴取しながら定時株主総会までのスケジュールを組んでまいりましたが、既に 6 月中に定時株主総会を開催することができる目処が立っております。</p> <p>・多数の株主の皆様及び市場関係者の皆様に多大なる影響を与える憶測を平然と公表する提案株主の姿勢には、重大なガバナンス・コンプライアンス上の問題があると言わざる得ません。</p>
<p>・当社の部長クラスはほとんど退職し、9つの部・室のうち、部長（担当部長を除く）は1名しかおらず、他は全て取締役が兼務している。</p>	<p>・事実と異なります。当社従業員を巻き込んでまでこのような混乱を生じさせながら、提案株主がこれほど明確な事実すら把握できていないことは甚だ遺憾です。</p> <p>・当社は、従業員が60～70名の規模の会社であり、基本的機能を有する部は5部です。これ以外の部門は、領域拡大を目的とした業務分野を明確にするために設置されている兼務プロジェクト部門となります。</p> <p>・また、当社の現在の組織体制は、ITベンチャー企業として迅速な判断と機動的な組織運営を行う観点から、3名の取締役が部門長を務め、部長職が2名という構成であります。</p> <p>・提案株主が主張する左記の内容は、もともといた9名の部長が1名となったかのような記載となっておりますが、実際には、当社は上記の組織体制にて運営しているもの</p>

	です。
・「たかが 31%の株主がそのようなことを要請することはいかなものか」旨の発言について	・ 誤りです。 提案株主が、当社のコンプライアンス問題を指摘し、現経営陣の退任と提案株主を中心とする経営推進を主張したため、当社はこれに対して、 提案株主以外の一般株主の共同の利益の保護・株主間の公平性の観点から当社にとって望ましくない旨発言したものであり、むしろ適切な内容の発言と考えられます。

このように、提案株主が主張する内容には、多くの誤り・誤導が含まれております。

当社としては、提案株主が多くの誤り・誤導を含む本提案株主プレスリリース等を平然と開示し、提案株主以外の株主の皆様に誤解を与えることによって、当社の企業価値及び株主共同の利益が害されようとしている現状を、強く懸念しております。

むしろ真実は、当社が、携帯課金サービスの事業環境が大きく変わる中、当社の事業の中核を新事業に切り替え、売上構成を大きく変えてきたという実績や、昨年新たに作成した中期経営計画において 2 つの次期成長領域を設定し、そのための事業開拓・技術開発投資を行ってきたことなどが、提案株主にとって何らかの不都合なものであったため、提案株主は、このような主張をしてまで、当社の経営権を奪取しようとするものにほかなりません。

⑤ **現経営陣が検討している施策を実行することにより、当社のコンプライアンス体制は既に向上及び改善が図られており、今後もその継続が見込まれること**

当社が本定時株主総会で上程予定の取締役選任議案は、従前の、業務執行取締役 4 名及び社外取締役 2 名の計 6 名体制を変更し、業務執行取締役 3 名及び社外取締役 4 名の計 7 名（新任の社外取締役候補者 2 名を追加）の候補者により構成されています。

すなわち当社は、今般、外部の専門家のアドバイスも聴取した上で、ガバナンス体制強化の観点から **社外取締役が過半数を占める取締役会の構成を採用**することとし、その実現のため、当社と特別の利害関係を有しないことを前提として、当社事業に関連する専門性を有すること、労働環境改善・監督、コンプライアンスに関する知見・専門性を有することを条件に、複数の社外取締役候補者と面談を進めてまいりました。

その結果、野坂茂氏、村上展章氏の 2 名が条件に適合し、当社の社外取締役

として最適であると判断するに至ったため、同氏らを新任の社外取締役候補者として本定時株主総会に上程する予定としています。

すなわち、本定時株主総会で上程予定の取締役選任議案は、**取締役のうち過半数が社外取締役である取締役会構成を採用することで、ガバナンス体制をより強固にし、株主の皆様、とりわけ少数株主の皆様の利益保護及び企業価値向上のための基盤づくりに取り組む当社の方針を明確に打ち出すものと致しました。**

(※) 東京証券取引所市場第一部上場会社(2019年7月時点)ですら、過半数を社外取締役が占める取締役会構成を採用している例はわずか6.3%に過ぎません(2019年8月1日付け東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」参照)。

さらに、取締役会の構成にとどまらず、全社的取組みが必要な経営課題については、部門横断的推進責任体制を明確にする執行役員制度を導入し、その権限委譲と事業運営の加速を進めております。

また、当社は、既に不正・コンプライアンス違反に関する体制強化(内部通報窓口の整備・拡充/コンプライアンス関連の意識・知見の拡充/第三者による運用全体に係る評価・改善)に関する具体的な検討と、施策の導入を進めております。

このように、当社では、東証マザーズ上場会社として実現可能な最高レベルのガバナンス体制と、コンプライアンスの観点からも更に充実した体制を整えるべく、考え得る施策を複数検討し、各施策を実行に移すための具体的な準備を進めているところです。

なお、当社は、提案株主より指摘のあった取締役1名によるコンプライアンス違反について、本年3月18日付けで、当社の社外役員及び外部の弁護士からなる外部調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

そうしたところ、当該調査の実施中に、調査対象の取締役から、同取締役の認識では厳格で公平かつ働きやすい環境を整えるために努力をしてきたものであったものの、コンプライアンス違反の可能性を指摘されたこと自体を重く受け止めており、**調査結果の内容如何にかかわらず、本定時株主総会における取締役候補者となることを控える旨の申し出**があり、当社としても、当該申し出を踏まえ、同取締役を取締役候補者とはしないこととしています。

その後、本年5月21日付けで、当該調査に係る調査報告書が提出されまし

た。当該調査報告書においては、調査対象の取締役による言動は、一部、その方法として相当な範囲を超えた部分があり、当該部分についてはパワーハラスメントに該当する可能性が相当程度認められる旨の指摘がなされております。一方で提案株主が問擬する具体的なハラスメント行為のいずれもが認定されたわけではないものの、これを受けて、当該取締役からは、一部ハラスメント行為に該当する可能性を指摘されたこと、また、それが本株主提案の理由の一つとされ、当社に混乱が生じていることなどを踏まえ、**引継ぎを行った上で辞任したい旨の申し出**があり、当該取締役は、当社取締役を辞任しております。

当社としては、調査委員会の指摘を真摯に受け止めた上で、調査結果の報告を待たずに検討を進めていた上記各種体制強化を実現し、また加速させていくことにより、**これを機に、東証マザーズ上場会社として実現可能な最高レベルのガバナンス体制の構築と、コンプライアンス体制の拡充を実施してまい**
る所存です。

以上より、**当社取締役会は本株主提案に反対いたします。**

株主の皆様におかれましては、くれぐれも慎重にご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上